

## litta 利用規約

litta カードへ初めてチャージをされた時点で、本規約を承認されたものとします。

### 第1条 (目的)

本規約は、株式会社ペルソナ（以下、「当社」といいます。）が発行する電子マネー「litta」の利用条件について定めることを目的とします。litta サービスを利用されるすべての方に本規約が適用されます。なお、litta サービスに付随または関連して当社または litta 加盟店が提供するサービスについては、本規約と併せて当社または litta 加盟店が別に定める規約が適用されます。

### 第2条 (定義)

本規約において使用する用語の定義は次の各号に定めるところによります。

- ① 「litta」とは、当社が発行し、かつ当社所定のサーバに記録される金銭的価値を証するものであって、本規約に基づいて、物品、デジタルコンテンツ、ソフトウェア等の商品、権利またはサービス（以下、「商品等」といいます。）の代金の支払いに利用することができる電子マネーをいいます。
- ② 「litta カード」とは、利用者が litta を利用するためのカードであって、litta マークが付されたものをいいます。litta サービスを希望される方には、litta カード発行者が定める手続及び条件により、litta カードを貸与します。
- ③ 「litta カード発行者」とは、当社または当社との提携により litta カードを発行する事業者をいいます。
- ④ 「litta サービス」とは、利用者が litta 加盟店に対し、商品等の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により金銭的価値をチャージされた litta を利用することで、litta 加盟店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- ⑤ 「litta 加盟店」とは、当社と加盟店契約を締結し、litta サービスの利用により、利用者に商品等の販売または提供を行なうことができる事業者をいいます。
- ⑥ 「litta 番号」とは、個別の litta カードに当社によって付与された番号をいいます。
- ⑦ 「litta 電子マネーシステム」とは、litta サービスを提供するためのコンピュータ・システム、ネットワーク・システムその他のシステムをいいます。
- ⑧ 「litta 残高」とは、利用者が利用可能な litta の量をいいます。
- ⑨ 「利用者」とは、litta カードによって litta を利用する方をいいます。
- ⑩ 「チャージ」とは、利用者が当社所定の方法により現金等にて支払った額を litta カードに litta として加算することをいいます。

### 第3条 (チャージ)

1. 利用者は、litta 加盟店その他の当社所定の場所において、当社所定の手続に従って、1,000円単位でチャージすることができます。1回にチャージできる金額は50,000円未満とします。但し、1回にチャージできる金額は、チャージ方法により異なる場合があります。
2. 利用者は、1枚の litta カードに対して、litta 残高が50,000円相当額を超えることとなるチャージはできないものとします。

### 第4条 (litta サービスの利用)

1. 利用者は、litta 加盟店で litta サービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。但し、

一部商品またはサービスについて、litta 加盟店により利用を制限する場合があります。

2. 利用者が litta 加盟店で litta サービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、利用された litta カードの litta 残高から商品等の代金の合計額（税金、送料等を含み、以下、「商品等購入合計額」といいます。）を差し引かれることにより、金銭にて商品等購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
3. 利用者は litta 加盟店において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社または litta 加盟店の定める方法により、現金その他の支払方法と litta を併用することができるものとします。litta 残高が商品等購入合計額に不足する場合には、利用者はその不足額を当社または litta 加盟店が定める方法により、支払うものとします。
4. 利用者が litta 加盟店で litta サービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合に利用できる litta カードの枚数は1枚とします。
5. 利用者は、litta サービスを利用した場合は、交付するレシート等に印字されている litta 残高に誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で litta 加盟店に申し出るものとします。その場で申出がなされない場合には、利用者は、当該 litta 残高について誤りがないことを了承したものとします。但し、litta 加盟店が誤った商品等の代金を請求した場合など特段の事情がある場合は、この限りではありません。
6. litta 加盟店につきましては、当社のホームページ等にて確認できます。

#### 第5条（litta 残高）

1. litta 残高は、litta サービス利用時のレシートで確認できるほか、litta 加盟店等に設置されたチャージ用機器、litta サービスのホームページ等にて照会することができます。
2. 利用者は、当社が別途定める方法により、パーソナルコンピュータ、携帯電話等を利用して、litta 残高のほか、litta の利用の履歴の確認も可能です。但し、システムの都合上、最新の litta 残高が即時に表示されない場合があります。その他、表示することのできる履歴内容、履歴件数等は当社が別途定めるところによります。

#### 第6条（litta の合算）

利用者は、当社が認めた場合を除き、litta 残高を他の litta カードに移転することはできないものとします。

#### 第7条（litta の利用ができない場合）

利用者は、次のいずれかの場合においては、当該期間において、チャージすること、litta サービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、及び litta 残高の確認をすることができないことを予め承諾するものとします。

- ① litta 電子マネーシステムに故障が発生した場合。
- ② litta 電子マネーシステム保守管理等のために litta 電子マネーシステムの全部または一部を休止する場合。
- ③ litta カードの破損、litta 加盟店の機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。
- ④ その他やむを得ない事由のある場合。

#### 第8条（不正使用等の禁止）

利用者は、litta カードの偽造、変造、改ざんその他の不正な方法による使用はできないものとします。

#### 第9条（換金等不可）

第19条の場合を除き、littaの換金または現金の払戻しはできないものとします。

#### 第10条（littaカード発行手数料）

利用者は、littaカードの発行に際し、littaカード発行者所定の発行手数料を支払うものとします。

#### 第11条（littaカードの破損・汚損時の再発行）

1. littaカードの破損・汚損等の理由により利用者がlittaカードの再発行を希望する場合、littaカード発行者がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等したlittaカードと引き換えに新しいlittaカードを再発行します。この場合、利用者に、第10条に定める発行手数料をお支払いいただく場合があります。なお、再発行したlittaカードは券面が変更される場合があることを利用者は承諾するものとします。
2. littaカードが再発行された場合、当社所定の方法で確認されたlitta残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。

#### 第12条（littaカードの紛失・盗難時の再発行）

1. 利用者が紛失・盗難によりlittaカードを喪失した場合、利用者がlittaカードの再発行を希望し、littaカード発行者がこれを認めた場合に限り、littaカードを再発行します。この場合、利用者に、第10条に定める発行手数料をお支払いいただく場合があります。なお、再発行したlittaカードは券面が変更される場合があることを利用者は承諾するものとします。
2. 紛失・盗難によりlittaカードが再発行された場合、littaカード発行者による当該littaカードの利用停止措置が完了した時点のlitta残高が再発行されたlittaカードに引き継がれるものとします。但し、littaカード発行者所定の方法による本人確認が完了している場合に限りです。
3. 利用者がlittaカードの紛失・盗難を申し出てからlittaカード発行者による当該littaカードの利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを利用者は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、litta残高が第三者により利用された場合、または、その他利用者により何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条（litta加盟店との関係）

1. 利用者が、littaサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、利用者とlitta加盟店との間で解決するものとします。
2. 前項の場合において、litta加盟店が返品または解約に応じた場合の対応方法については、litta加盟店の定める方法によります。

#### 第14条（貸与等の禁止）

利用者は、littaまたはlittaカードについて、他人に貸与、譲渡、質入れ等の担保提供その他の一切の処分を行なうことはできません。

#### 第15条（個人情報の取扱い）

利用者は、当社が、当社の電子マネー事業における下記の目的のために、必要な保護措置を講じたうえで、利用者の氏名、生年月日、住所、電話番号など利用者がlittaサービスを受けるためにlittaカード発行者に届け

出た事項（以下、「個人情報」といいます。）を利用することに同意します。ただし、利用者が個人情報の利用について中止を申し出た場合、当社は、業務運営上支障がない範囲でこれを中止するものとします。

- ① 市場開発、商品開発
- ② 利用者向け企画・宣伝物、広告印刷物等の送付
- ③ 電話等による情報提供
- ④ カードの再発行、litta の払戻し等の業務
- ⑤ 契約または法律に基づく権利の行使、義務の履行

#### 第16条（当社による litta サービスの解約）

1. 当社は、次のいずれかに該当したときは、利用者に対して事前に通知または催告することなく、直ちに litta サービスの利用資格を取り消し、当該利用者の保有する litta カードを無効化することができます。
  - ① 利用者が本規約に違反したとき。
  - ② litta サービスの利用に関し、自らまたは第三者を利用して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を棄損し、または当社の業務を妨害したとき。
  - ③ litta サービスが犯罪に利用されている、または、利用された疑いがあると当社が判断したとき。
  - ④ 利用者の litta 利用状況等に照らして、litta サービスの利用者として不相当と当社が判断したとき。
2. 前項の場合、利用者は、事後、litta サービスを利用することができません。この場合、litta 残高はゼロとなり、また、現金の払戻し等も行なわれません。

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - ① 暴力団・暴力団員、及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - ② 暴力団準構成員
  - ③ 暴力団関係企業の役員、従業員
  - ④ 総会屋等
  - ⑤ 社会運動等標ぼうゴロ、政治活動・標ぼうゴロ
  - ⑥ 特殊知能暴力団等の構成員
  - ⑦ 前各号の共生者、密接交際者
  - ⑧ その他前七号に準ずる者
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して当社を含む H<sub>2</sub>O リテイリンググループ各社、litta 加盟店に対し、次のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前四号に準ずる行為

#### 第18条（規約の変更）

1. 当社は、当社所定の方法により事前に利用者に対して変更内容を告知することで、本規約を変更すること

ができるものとします。

2. 当社は、次のいずれかに該当する場合、利用者が本規約の変更内容を承諾したものとみなします。
  - ① 本規約の変更内容の告知後、利用者がチャージした場合、または litta サービスを利用した商品等の購入を行なった場合もしくは提供を受けた場合
  - ② 本規約の変更内容の告知後、利用者が異議を述べることなく、1 ヶ月が経過した場合

#### 第19条 (litta サービスの終了)

1. 当社は、次のいずれかの場合には、利用者に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、litta サービスを全面的に終了することができるものとします。
  - ① 社会情勢の変化
  - ② 法令の改廃
  - ③ その他当社のやむを得ない都合による場合
2. 前項の場合、法令に基づき、利用者は当社の定める方法により、litta 残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。
3. 前項にかかわらず、litta 番号が判明しない場合または litta 残高が判明しない場合には、当社は払戻しの義務を負わないものとします。

#### 第20条 (制限責任)

第7条、第8条、第16条または第19条に定める理由により、利用者が litta サービスを利用することができないことで、当該利用者に生じた不利益または損害について、litta カード発行者はその責任を負わないものとします。また、litta カード発行者が何らかの理由により責任を負う場合であっても、litta カード発行者に故意または重過失がある場合を除き、利用者に現実に発生した、通常かつ直接の損害についてのみ、litta 残高相当額を上限として、責任を負うものとします。

#### 第21条 (業務委託)

当社は、本規約に基づく litta サービスの運営管理業務について、その一部を第三者に委託することができるものとします。

#### 第22条 (準拠法及び合意管轄裁判所)

1. 本規約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されます。
2. litta サービスに起因または関連して利用者当社との間に生じた紛争については、訴額の如何にかかわらず、利用者の住所地、商品等の購入地及び当社の本社・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

カードに付される litta マーク



<お問い合わせ窓口>

株式会社ペルソナ

お客様相談室

〒530-0013 大阪市北区茶屋町19番19号 アプローズタワー15階

電話：06-6373-2600

URL [<http://www.persona.co.jp>]

2017年4月作成